

In transition

IFRS 第 17 号の適用に関する最新情報

2020 年 1 月 31 日
No. 2020-01

IASB は、一部のクレジット・カード契約に関する IFRS 第 17 号の範囲からの除外を拡張し、期中財務報告に関連する会計方針の選択を提供する

要約

2020年1月30日、国際会計基準審議会（「IASB」）は、IFRS第17号「保険契約」（「IFRS第17号」）を以下のように修正するため、公開草案における提案の修正を暫定的に決定した。

- クレジット・カードに関するIFRS第17号の範囲からの除外を拡張し、信用または支払いの取決めを提供する他の類似の契約にも適用する。また、そのような契約の保険カバーの構成要素にIFRS第17号の適用を要求する。
- 報告企業レベルで、IFRS第17号を適用する際、過去の期中財務諸表で行われた会計上の見積りの取り扱いを、それ以降の期中財務諸表または年次報告において変更するかについての会計方針の選択を提供する。
- 移行日における、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の特定、認識および測定を企業に要求するとともに、当該資産の決定における修正遡及アプローチと公正価値アプローチの適用方法を特定する。

また、IASBは、IFRS第17号の以下に関する要求事項の維持を暫定的に決定し、変更しなかった。

- 事業を形成しない保険契約の移転またはIFRS第3号「企業結合」（「IFRS第3号」）の範囲内の企業結合により決済期間中に取得された保険契約
- リスク軽減オプションの遡及適用の禁止

この「In transition」における見解は、2020年1月30日の会議からの我々の所見に基づいており、IASBが後日IASB Updateで公表する会議の正式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

背景

- 2019年6月26日、IASBは公開草案「IFRS第17号の修正」を公表した。公開草案は、利害関係者から提起された、懸念事項と課題の一部に対応する提案であり、IFRS第17号を導入する企業の支援を目的とした対応である。この提案は、適用コストを削減し、企業が、財務諸表の利用者に対して、IFRS第17号の適用による影響の説明を容易にするための修正を意図していた。
- 公開草案の90日間のコメント期間は2019年9月25日に終了したため、IASBは、公開草案に関するアウトリーチおよびコメント・レターからのフィードバックについて議論し、回答者が提起した事項について再審議をするアプローチを決定した。
- 当該アプローチの一環として、IASBは、以下について明らかにした。
 - 公開草案におけるいくつかの提案は、実質的な再審議を行わずに最終化する。
 - 回答者からのフィードバックで明らかにされたトピックの一部については、これ以上検討しない。この結果、IFRS第17号の修正の可能性についての不確実性が減少する。
 - IFRS第17号の修正の提案を決定する際に、IASBが設定した要件を引続き適用する。したがって、IASBは、IFRS第17号のいかなる修正も、以下の結果をもたらさないよう努める。
 - 基準の基本原則を変更し、結果として、IFRS第17号を適用した場合と比較して、財務諸表の利用者にとって有用な情報が著しく失われる。
 - 進行中の適用プロセスを不当に混乱させる。
 - IFRS第17号の発効日をさらに遅らせる。
- IASBは、2019年12月の会議において、以下を行った。
 - 実質的な再審議を行わずに6つの修正案の最終化を暫定決定
 - 保険獲得キャッシュ・フローの回収に関する公開草案の提案を確認
 - 保有再保険契約のための損失の回収に関する会計処理についての修正の範囲を、比例的なカバーを提供する契約だけでなく、不利な元受契約の認識時に保有するすべての保有再保険契約に拡張する取扱いを決定

1月のIASB会議で議論された項目

- IASBは、2020年1月の会議において、以下に関連する提案について議論を行った。
 - 保険契約の定義を満たす一部のクレジット・カード契約の範囲からの除外
 - IFRS第17号の移行時におけるリスク軽減オプションの遡及適用の禁止
 - 事業を形成しない保険契約の移転またはIFRS第3号の範囲内の企業結合により決済期間中に取得された保険契約の会計処理
 - 企業が年次報告期間にIFRS第17号を適用する際に、過去の期中財務諸表で行われた会計上の見積りの取扱いを変更しないという、IFRS第17号における期中財務諸表に関する要求事項
- さらに、IASBは、2019年12月の議論を継続し、保険獲得キャッシュ・フローの会計処理に関する移行および企業結合の要求事項について検討を行った。

PwCの所見

IASBは、公開草案の再審議において検討すると決定した19のトピックのうち13のトピックについて最終化を行い、大きな進展を遂げた。依然として厳しいスケジュールで検討すべき重要な問題がいくつか存在するが、スタッフは、IASBにおいて、スケジュールが「予定どおり進捗している」とコメントした。

一部のクレジット・カード契約に関する IFRS 第 17 号の範囲からの除外

7. IASBは、IFRS第17号の範囲からの除外に関する提案を確認し、いくつかの修正を加えた上で、信用または支払いの取決めを提供する他の類似の契約にも適用するよう拡張する取扱いを暫定的に決定した。
8. 結果として、企業が個々の顧客に関連する保険リスクの評価を当該顧客との契約価格の設定に反映していない場合にのみ、クレジット・カード契約に類似した信用または支払いの取決めを提供する契約をIFRS第17号の範囲から除外する取扱いを企業に要求するように、IFRS第17号は修正される。企業がそのような契約の契約条件の一部として顧客に保険カバーを提供する場合、企業は以下の対応を要求される。
 - 保険カバーの構成要素を契約から分離し、IFRS第17号を適用する。
 - 契約のその他の構成要素に対して、IFRS第9号「金融商品」(「IFRS第9号」)のような該当する他のIFRS基準を適用する。

PwCの所見

IASBの決定は、クレジット・カードの範囲からの除外に関する提案にコメントした多くの回答者からのフィードバックと一致している。IASBメンバーは、公開草案の提案に基づく未引出のローン・コミットメントの会計処理に関連する問題を特定した利害関係者からのフィードバックを称賛した。今回の決定は、次のような懸念にも対応している。

- 保険カバーを提供するクレジット・カード契約のIFRS第9号を適用した測定方法。なぜなら、保険カバーと関連するキャッシュ・フローは、元本および利息の支払のみではないため、純損益を通じた公正価値で測定され得るからである。
- デビットカード、チャージカード、消費者金融契約、当座預金口座および当座貸越のような、IFRS第17号の範囲除外の対象とならない、クレジット・カードと類似しているとみなされる他の保険契約の取扱い。

この処理は、保険カバー付きクレジット・カードについて、保険カバーにより生じるあらゆる保険金に対する引当金を、IAS第37号を適用して認識するという、現行の多くの実務慣行と異なる。法律や規制の結果、保険カバーが提供されるクレジット・カードについては、既存の実務慣行の継続が可能である。対照的に、IASBの決定を適用する場合、契約条件に基づいて提供される保険カバーは、IFRS第17号を用いて会計処理される。IASBは、この決定が、保険カバー付きクレジット・カードを発行しているという理由によってのみIFRS第17号を適用する必要がある企業に与える、実務上の困難さの程度について検討した。しかし、IASBメンバーは、企業が保険カバーの提供を選択した場合にのみこの要件が生じるため、IFRS第17号の適用が適切であると結論に達した。

大半の銀行は、通知なしでクレジット・カードを停止できるため、銀行の実務上の困難は限定的であると考えられる。これは、保険カバーの境界線が短いという性質を意味し、そのため、契約条件に基づいて保険カバーが提供される多くのクレジット・カード契約の現状の会計処理と比べて、実務上の差異は減少する。

IASBメンバーは、この決定はデビットカードの契約にも適用される、「カード」への言及は物理的なカードが存在する状況に限定されない、としたIASBの意図を基準に明記すべきであると述べた。

IFRS 第 17 号への移行におけるリスク軽減オプションの遡及適用の禁止

9. IFRS第17号のリスク軽減オプションにより、企業は、通常、契約上のサービス・マージンを調整する直接連動有配当保険契約に対する金融リスクの影響の変化の一部または全部を、直ちに純損益で認識する取扱いが可能となる。言い換えれば、リスク軽減オプションは、金融リスクが軽減される限りにおいて、変動手数料アプローチを無効化(「スイッチオフ」)にする。
10. IFRS第17号では、後知恵を利用するリスクに関するIASBの懸念により、IFRS第17号の当初適用日以前の期間については、リスク軽減オプションの適用を禁止している。IASBは、リスク軽減オプションの遡及適用の禁止を暫定的に決定し、変更しなかった。
11. IASBは、2019年12月の会議にて、以下の関連する修正を最終化した。
 - IFRS第17号を適用する最初の報告期間と再表示された比較情報との間の不一致に関する懸念に対処するために、当初適用日ではなく移行日から、将来に向かってリスク軽減オプションの適用を認める。
 - リスク軽減関係を有する保険契約グループに対して、たとえ企業がIFRS第17号を遡及的に適用できる場合であっても公正価値アプローチの適用を認める。これにより、デリバティブに関する過去の損益、および過去の金融リスクの変化が保険契約グループに及ぼす影響のいずれもが、期首利益剰余金に反映される結果になるため、会計上の不一致が回避される。

PwCの所見

利害関係者は、IASBの見解と異なり、移行前後の情報の比較可能性は、リスク軽減オプションの遡及適用を認める対応によって向上するだろうと考えていた。対照的に、IASBは、主として、このような遡及適用を認めると、企業が、既知の会計上の結果に基づいて、どのリスク軽減関係にオプションを適用するかを決定する機会を創出するため、開示された情報の信頼性を低下させると懸念している。そのため、公開草案では、利害関係者に対して、それらの懸念にどのように対処するかについて提案するよう要請した。この暫定決定は、利害関係者からの提案が、それらの懸念への対処に十分でないだろうというIASBの結論を反映している。

- 一部のコメント・レターで提案されたため、IASBは、後知恵を利用するリスクを減らすため、企業が「オール・オア・ナッシング」となるリスク軽減オプションの遡及適用を認めるべきかどうかを再検討した。数名のIASBメンバーは、公開草案に関するフィードバックによる、公開草案で特定した「チェリーピッキング(いいところだけつまみ食いをする選択)」となる問題の解決を期待していたと述べた。しかし、公開草案に関するフィードバックでは、この問題に対処する適切な方法が特定されなかった。IASBは、「チェリーピッキング」を避けるために必要な「オール・オア・ナッシング」となるアプローチの特徴について議論し、次のように指摘した。リスク軽減活動の取扱いにおける不整合に関する懸念に対処するためには、「オール・オア・ナッシング」となるアプローチによるリスク軽減オプションの遡及適用が、移行日または過去の報告日において、報告企業レベルで全ての過去および現在のデリバティブおよび保有再保険契約に適用され、かつ保険契約グループの金融リスクを軽減するために用いられなければならない。
- IFRS第17号におけるリスク軽減オプションの文書化に関する要求事項を遡及的に満たすためには、企業がそのリスク軽減オプションを適用するための条件を満たしていたであろう最初の報告期間の期首時点で、すべての文書が存在していなければならない。
- 「オール・オア・ナッシング」となるアプローチを遡及的に適用するために、企業は、移行日に存在していた全ての直接連動有配当保険契約グループを、リスク軽減オプション適用の効果の決定を含め、遡及的に測定できる必要がある。IASBは、完全遡及アプローチにおいて、オプション適用の効果測定するための救済や修正を認めるべきではないと考えていた。なぜなら、救済や修正の許容は、完全遡及アプローチと矛盾するからである。

IASBは、「オール・オア・ナッシング」となるアプローチを遡及的に適用するために必要な条件を満たすのは、ごく限られた状況のみとなる可能性が高く、ほぼすべてのケースで実務上不可能であろうと結論づけた。その結果、IASBは、公開草案における提案内容の維持を確認した。

決済期間中に取得された契約の会計処理

12. 決済期間中に取得された契約とは、契約者の有効な保険金請求を引き起こす事象の発生後、かつ、最終的な保険金額の判明前に企業が取得した契約を指す。このような契約について、保険契約に明記された保険事故が発生するかどうかという不確実性はもはや存在しないため、取得企業の保険事故が最終的な保険金額を決定する。

13. IASBは、事業を形成しない保険契約の移転またはIFRS第3号の範囲内の企業結合により決済期間中に取得された保険契約について、IFRS第17号の要求事項の維持を暫定的に決定し、変更しなかった。

14. IASBは、2019年12月の会議において、修正遡及アプローチおよび公正価値アプローチに関する移行における救済措置を最終化した。これは、企業が遡及アプローチを適用するための合理的かつ裏付け可能な情報を有していない場合に、移行日以前の決済期間中に取得した保険契約に係る負債を、残存カバーに係る負債ではなく、発生保険金に係る負債として分類する取扱いを認める救済措置である。

PwCの所見

決済期間中に取得された契約に関するIFRS第17号の要求事項は、既存の多くの保険会計実務からの重要な変更となる。スタッフは、アジェンダ・ペーパーが掲載されて以来、コメント・レターでの反応と同様に、スタッフの提言に対する反論を示す反応をIASBが受け取っている事実を指摘した。それにもかかわらず、IASBは、保険事故の決定に関する一般的な要求事項に免除規定を設けると、「保険事故」および「カバーレッジ」の定義の適用において財務諸表利用者に複雑性をもたらし、他の取引の要求事項との比較可能性を低下させるであろうと結論づけた。

IASBは、この要求事項はコストがかかるのではないかと懸念を有していた。なぜなら、特に、決済期間中に取得した契約と同じ種類の発行契約が保険料配分アプローチの対象となるような場合であっても、一般モデルの適用が要求される可能性があるからである。しかし、IASBは、公開草案の策定にあたり、費用対効果のバランスを考慮した点に留意し、あらゆる種類の取引に対し、企業結合に関する会計と統合的な会計処理および一般原則を適用する便益は、業務上のコストを上回ると考えてきた。また、何人かのIASBのメンバーは、企業結合に関する会計処理に関連する業務コストは、IFRS第17号を適用して会計処理される契約に特有のコストではないと述べた。

期中財務諸表

15. IFRS第17号のB137項は、企業が、それ以降の期中財務諸表または年次報告においてIFRS第17号を適用する際に、過去の期中財務諸表で行った会計上の見積りの取扱いを変更してはならないと要求している。IFRS第17号は、通常、将来の期間に関する見積りの変更について、契約上のサービス・マージンの調整を要求しているのに対し、実績調整（つまり、当期と過去の期間における予想と実際の金額の差異）は、直ちに純損益で認識される。したがって、会計処理は、報告時期によって異なる。

16. IASBは、IFRS第17号B137項の期中財務諸表に関する要求事項を修正し、IFRS第17号を適用する際に、過去の期中財務諸表で行われた会計上の見積りの取扱いをそれ以降の期中財務諸表または年次報告において変更するかどうかについて、企業に会計方針の選択を認める取扱いを暫定的に決定した。会計方針の選択は、企業が発行したすべての保険契約および保有する再保険契約に適用される。

PwCの所見

IASBは、この問題が、フィードバックに対応する実務的なアプローチと新しい会計方針の選択の導入による追加的な複雑性との間のトレード・オフを示していると述べた。IASBは、新しい会計方針の選択が導入された場合に生じる比較可能性への影響について懸念を抱いていた。しかし、IASBは、実務上の救済措置を意図した取扱いが、軽減しようとした負荷よりも、実務上、重大な負荷をもたらし得るという利害関係者からのフィードバックに共感を示した。同時に、IASBは、B137項の要求事項を削除すると、この要求事項を遵守するために、既に開発済みのシステムやプロセスの作業を見直す必要がある可能性があり、企業にとって、適用を不当に混乱させる可能性があるかと懸念した。

IASBは、一部の利害関係者から示唆されているように、IAS第34号で定義されているような期中財務報告を作成しない子会社が、連結レベルによる報告頻度に基づいて契約を会計処理する取扱いを回避するようIFRS第17号を修正するかどうかについて議論した。しかし、IASBは、IFRS第17号を修正する対応は、財務諸表の作成者および利用者の双方にとって複雑性を追加し、企業間の比較可能性を減少させ、子会社が2組の会計上の見積りを作成する必要性を回避する対応ではないと結論付けた。例えば、連結目的で子会社が作成した内部報告が、連結会社間の取引および企業結合により親会社の財務諸表と異なる可能性がある場合には、2組の会計上の見積りは避けられないであろう。ある状況では、年次報告においてIFRS第17号を適用する際に、過去の期中財務諸表で行われた会計上の見積りの取扱いの変更を親会社に認めるIASBの暫定決定により、期中財務諸表の見積りの変更を期中財務報告までの時点および年次財務諸表の間とする選択を親会社に許容し、その結果、親会社と子会社の会計上の見積りを一致させる対応が可能となる。

保険獲得キャッシュ・フロー – 移行と企業結合

17. 2019年12月の会議において、IASBは、保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収に関するIFRS第17号への修正の最終化を暫定的に決定した。IASBは、2020年1月の会議において、移行および企業結合に関する当該決定の影響について対応した。

移行時における保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識

18. IASBは、実務上不可能な場合を除き、移行日において保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の遡及的な特定、認識および測定を企業に要求する取扱いを暫定的に決定した。このような資産は、保険契約ポートフォリオに関連する保険獲得キャッシュ・フローが、IFRS第17号を適用する未認識の将来における更新契約グループに配分されていた場合、したがって、IFRS第17号を遡及適用した場合には移行日時点で資産が存在していた場合に発生する。企業にとって、移行日に保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の測定が実務上不可能である場合、およびその場合に限り、企業は修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチのいずれかを適用する。IASBは、実行上不可能という評価は、保険契約グループのレベルであるべきと指摘した。

19. IASBは、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を遡及アプローチにより決定するための、合理的で裏付け可能な情報を持たない企業に対する支援として、修正遡及アプローチおよび公正価値アプローチの追加的修正を特定した。IASBは、同様に、企業が、保険獲得キャッシュ・フローに関する情報が不足しているという理由だけで、修正遡及アプローチの使用を認められず、公正価値アプローチの適用が強制される状況为了避免するために、修正遡及アプローチにおける修正を追加した。

事業を形成しない保険契約の移転およびIFRS第3号の範囲内の企業結合における保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識

20. IASBは、IFRS第3号およびIFRS第17号を修正し、事業を形成しない保険契約の移転またはIFRS第3号の範囲内の企業結合において保険契約を取得した企業に対し、取得日の公正価値で測定された保険獲得キャッシュ・フローに係る別個の資産の認識を要求する取扱いを暫定的に決定した。

移行における減損テストの検討

21. IASBは、IFRS第17号への移行において、企業は、認識された保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の潜在的な減損を示す事実および状況が、移行日より前の期間に存在したかどうかを遡及的に識別する必要はないと明確化した。IASBは、移行日における回収可能性の評価により、同様の影響が捕捉されると指摘した。

PwCの所見

公開草案への反応において、企業が移行および企業結合において保険獲得キャッシュ・フローに係る資産をどのように決定するかという問題が提起された。この問題は、2017年5月にIFRS第17号が公表された時点から存在しているが、保険獲得キャッシュ・フローの修正により、当該資産の潜在的な重要性が高まった。この修正は、修正遡及アプローチを適用したいが、保険獲得キャッシュ・フローに関する情報が不足しているために適用できないという企業にとっては、重大な落とし穴を避けつつ、これらの問題に実務的に対処する取扱いとなる。しかし、この修正により、修正遡及アプローチと公正価値アプローチに関する要求事項に複雑性が加わる。

次のステップ

22. IASBは、公開草案に記載されているとおり、2020年半ばにおけるIFRS第17号の修正の最終版の発行が目標であると確認した。スタッフは、IASBは計画を予定どおり進捗させており、2020年2月の会議で残りの技術的トピックを検討する予定について確認した。また、IFRS第17号の発効日案およびIFRS第4号におけるIFRS第9号の一時的免除の延長案について、IASBが修正の全体像を確認したうえで、2020年3月の会議において検討するという方針を確認した。

23. 以下の表は、将来の会議においてIASBが検討する予定のトピックの要約である。

検討済みのトピックス	今後の会議で検討すべきトピック
質問1 範囲からの除外	
貸付およびクレジット・カードの範囲からの除外	
質問2 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収	
保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収に関する修正	
質問3 投資サービスに起因する契約上のサービス・マージン	
直接連動有配当性を伴う保険契約のカバー単位	直接連動有配当性を伴わない保険契約のカバー単位、開示および用語法
質問4 保有再保険契約における損失の回収	
保有再保険契約における損失の回収	
質問5 財政状態計算書における表示	
グループ・レベルではなく、ポートフォリオ・レベルによる保険契約資産および負債の表示	
質問6 リスク軽減オプションの適用可能性	
保有再保険契約に関するリスク軽減オプションの適用可能性	純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品に関するリスク軽減オプションの適用可能性

質問7 発効日

	IFRS第17号の発効日の延期 IFRS第4号におけるIFRS第9号の一時的免除の延長
--	--

質問8 移行における救済措置

IFRS第17号に移行する以前の企業結合において取得した保険契約に関して、保険契約が取得される以前に発生した保険金に係る負債を、発生保険金に係る負債に分類する取扱いによる救済措置	コメント・レターにおいて示唆された、保険獲得キャッシュ・フローに係る特定の移行の修正および救済措置を除く追加的な修正および救済措置
リスク軽減オプションの移行における救済処置	
<ul style="list-style-type: none"> 移行日からの適用 公正価値アプローチを適用するオプション 	
リスク軽減オプションの遡及適用の禁止	
保険獲得キャッシュ・フローに関連する移行の修正や救済措置	

質問9 軽微な修正

	B107項への修正案を含む軽微な修正および編集上の修正に関する特定のフィードバック
--	---

公開草案で提案されていないトピック

決済期間中に取得した契約の企業結合における分類 期中財務諸表に関連するIFRS第17号B137項	リスクを保険契約者の世代間で共有する保険契約に関する年次コホート
---	----------------------------------

PwCは、IFRS第17号「保険契約」に関連する、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In transition INT 2019-09 the latest on IFRS 17 implementation - Jan 2020](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT 2019-08 the latest on IFRS 17 implementation - Nov 2019](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT 2019-07 the latest on IFRS 17 implementation - Oct 2019](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In brief INT 2019-09 Proposed amendments to IFRS 17, 'Insurance contracts'](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [Illustrative IFRS consolidated financial statements 2019 - Insurance](#) (日本語訳は[こちら](#))

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。